

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部道路管理課 No.010

処 分 名	公共物使用許可
処 分 の 概 要	春日部市公共物管理条例第4条第1項に掲げる行為をしようとする者は、許可を受けなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市公共物管理条例（平成17年条例第139号）第4条 春日部市公共物管理条例施行規則（平成17年規則第56号）第11条
審 査 基 準	許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、条例等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
標準処理期間	20日（休日は含まない）
設定年月日	平成26年4月1日
申請時期	随時
申請方法	本庁4階道路管理課窓口への提出
備 考	

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■春日部市公共物管理条例

(許可)

第 4 条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 公共物において、工作物その他施設を新築し、改築し、又は除却すること。

(2) 公共物の敷地を使用すること。

(3) 公共物の流水の方向、分量、幅員、深淺又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、公共物に関し工事をし、又は公共物を本来の目的以外に使用すること。

2 市長は、前項の許可をする場合において、公共物の保全又は利用のため必要があると認めるときは、当該許可に必要な条件を付することができる。

■春日部市公共物管理条例施行規則

(許可の申請)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項前段の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 工作物その他施設の新築、改築、除却若しくは敷地の使用又は公共物の目的外使用 公共物使用許可申請書（様式第 1 号。以下「使用許可申請書」という。）

(2) 流水の方向、分量、幅員、深淺若しくは敷地の現況に影響を及ぼす行為又は公共物に関する工事 公共物工事許可申請書（様式第 2 号。以下「工事許可申請書」という。）

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に公共物使用許可書（様式第 1 号の 2。以下「使用許可書」という。）又は公共物工事許可書（様式第 2 号の 2。以下「工事許可書」という。）を交付するものとする。